

協議の場について

令和4年12月27日



1 管理運営協議会等について P. 2
2 検討に当たっての基本的な考え方【協議の場】 P. 5

1 管理運営協議会等について

■ 管理運営協議会とは

公園の管理運営について協議する場。

県立都市公園 15 公園中、設置済みの公園が 11 公園、未設置の公園が 4 公園。

(未設置の公園…西猪名公園、明石公園、三木総合防災公園、灘山緑地)

【メンバー構成】

- ・学識
 - ・地元関係団体
 - ・指定管理者
 - ・住民代表
 - ・地元市
 - ・兵庫県
- 等

※ 事務局は指定管理者が行う

【役割】

- ・県・指定管理者への**管理運営に関する助言、提言**
 - ・利用団体等への活動に関する助言
- 等

※ 何かを意思決定する場ではなく、対話・協議する場。
 県・指定管理者は、協議会での議論をベースに具体的な取組みを進める。

【主な協議内容】

- ・公園でのイベント実施に向けた情報共有、調整
 - ・公園施設・再整備等の方針等の情報共有
 - ・ボランティア活動の支援
- 等

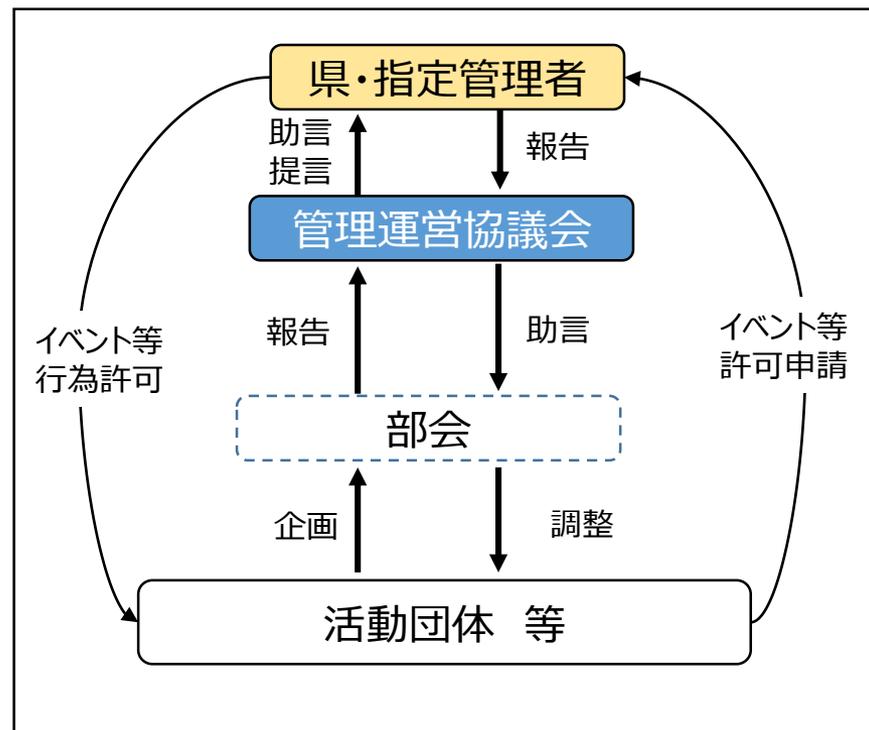
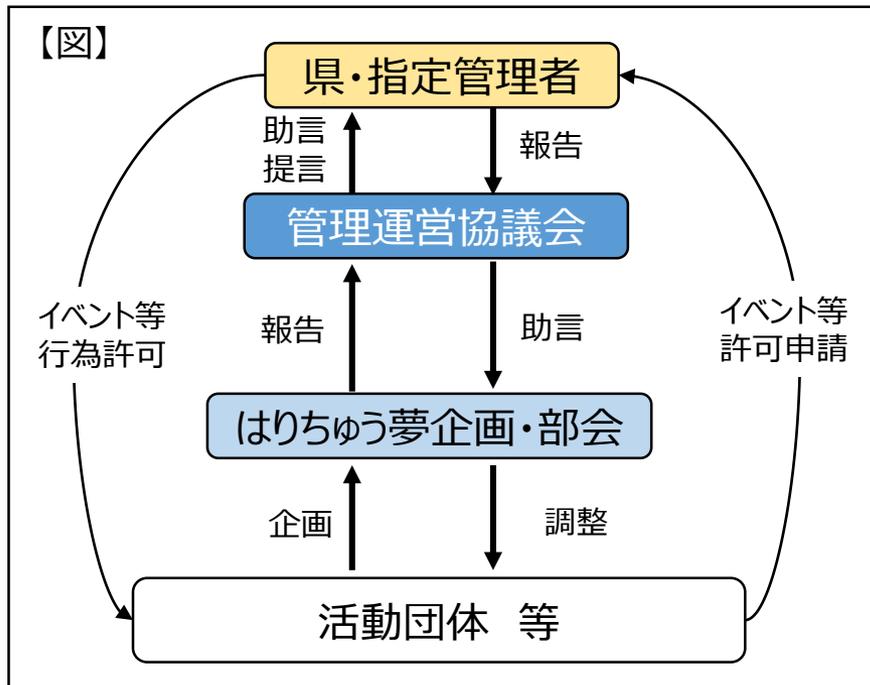


図 管理運営協議会の位置付け (例)

1 管理運営協議会等について

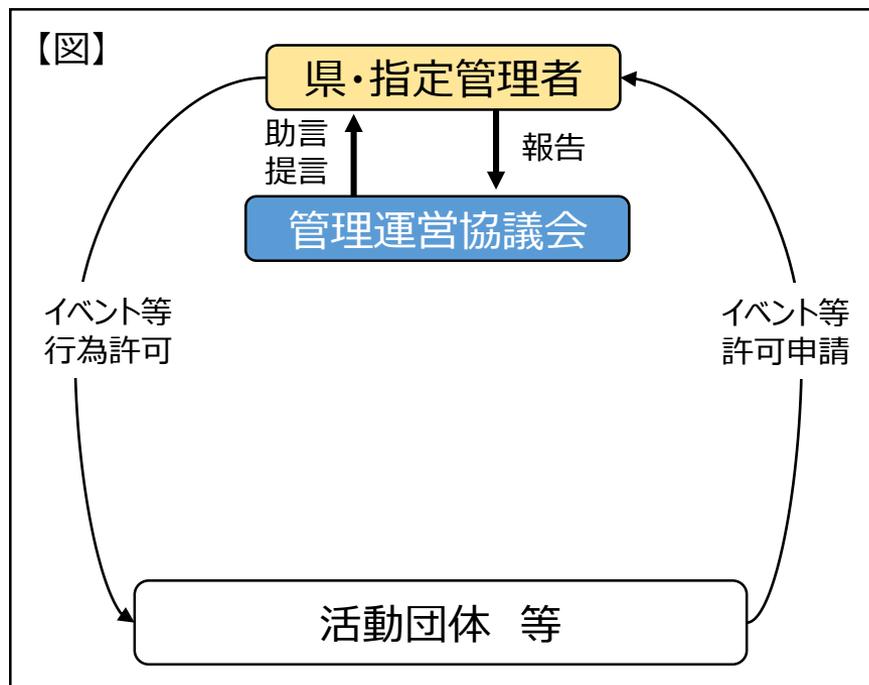
■ 播磨中央公園の例



委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学識 1 名 ・住民代表 8 名(公募 4 名) ・県、地元市、指定管理者 	
------	--	--

主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・委員に住民代表が多い。 ・地域の住民が主体となり活動を実施。
------	--

■ 赤穂海浜公園の例

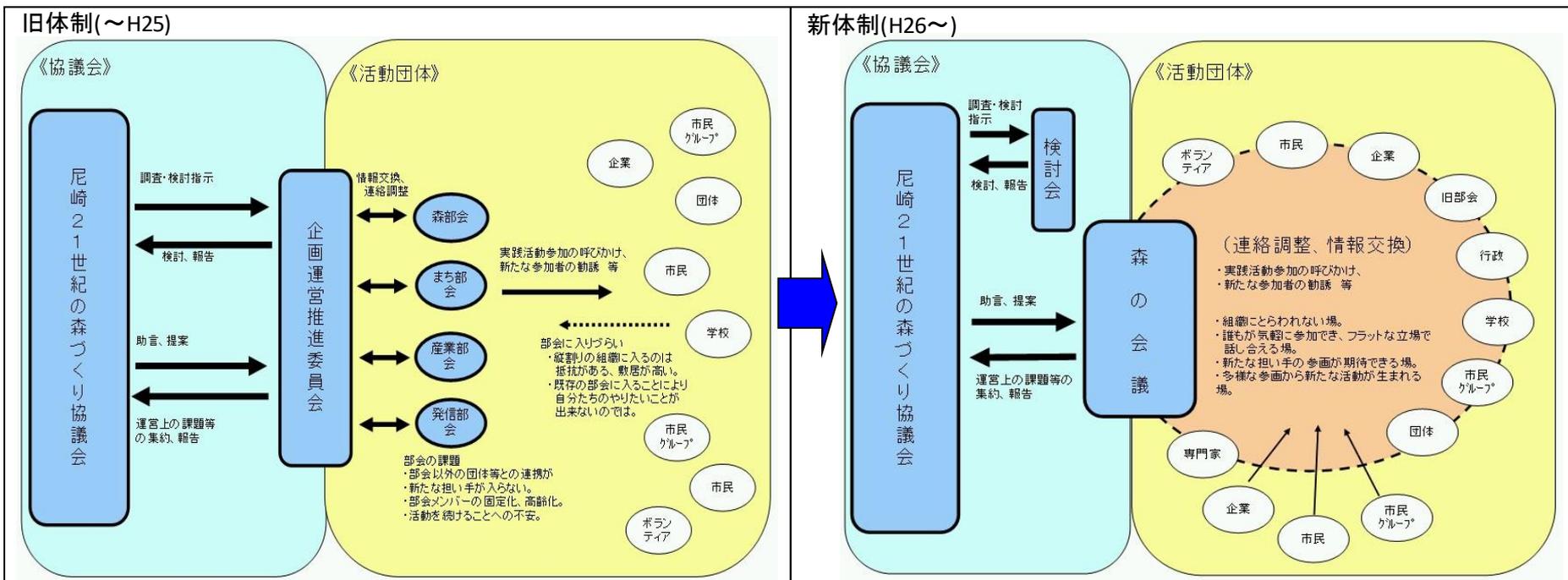


委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学識 3 名 ・住民代表 3 名 ・地元関係団体 2 名 ・県、地元市、指定管理者 	
------	---	--

主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、地元関係者等が策定した「魅力アップ計画(H31)」に基づき立ち上げ。 ・公園でのイベント開催を提案しやすい仕組みづくりについて主に検討。
------	---

1 管理運営協議会等について

■ 尼崎の森中央緑地の例



○ 主な特徴

・ H25年度までは活動の実践団体として部会を設け、部会間の連絡調整を企画運営推進委員会で行っていたが、各部会の成熟により、部会メンバーの **固定化・高齢化や部会間の連携不足などが課題** となった。

➡ H26年度より、新たな参加者が参画し易い体制とするため、部会組織にこだわらないゆるやかな体制とし、連携の効率化を図るため、活動団体間の連絡調整は「森の会議」で行うこととした。



(森の会議の様子)



2 検討に当たっての基本的な考え方【協議の場】

■今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、管理運営協議会等の設置、拡充を行う。
- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

<今後の管理運営協議会等の取組み（例）>

	未設置の場合（明石）	設置済の場合（赤穂、播磨中央）
例	<ul style="list-style-type: none"> ○公園利用者等（公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者）が参画する管理運営協議会等の立上げ ○誰もが自由に提案して議論に参加できる仕組みの創設（例：会議の基本ルールの設定、子育て世代が参加しやすい日時やオンラインでの開催、コーディネーターの確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討 ○同左

<公園利用者等のさらなる参画を促す仕組み（例）>

- 公園ボランティア活動の見える化への取組み（SNS等を使った積極的な情報配信や、活動の記録手段としてのHPの活用など）
- 公園利用者等からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）



2 検討に当たっての基本的な考え方【協議の場】

■その他全体会からの意見（今後の検討課題）

<情報共有マネジメントのあり方>

・情報のマネジメントは公園管理の重要な要素であり、**意見収集**と**情報伝達**の両方が大事。

○意見収集

- ・利用者の多様な声をどうやって拾い上げていくか。公園管理に活かすために、平常時から集めておくことが重要。
- ・障害のある方等、声を投げ入れにくい利用者の声を拾うためには、かなり意識的に行う必要がある。

○情報伝達

・プッシュ型とプル型、デジタル型とアナログ型を区別し、考え方を整理した上で、各公園で対策を実施する。

(対応の例)

	プッシュ型（能動的）	プル型（受動的）
アナログ型	現地看板、チラシ、広報誌	窓口
デジタル型	LINE、Instagram	HPへのアクセス

<協議の場での基本ルール(グラドルール)の設定>

・「自由に入れる場」は、議題は無限にある一方、時間は限られているため、場のマネジメントが重要。
 →マネジメントのため、グラドルール（議論のベースとなる憲法のようなもの）が必要。

（例：みんなで建設的に話し合う、誰かを悪者にするということはない 等）

・全公園で共通のものをつくるのか、各公園の特性に合わせてつくるのかは議論が必要。